

別表 2-2 (第 6 条関係)

第 6 条第 6 号に規定する感染対策等を行った上での施設内療養に要する経費の取扱いは、次のとおりとする。

1 補助対象介護サービス事業所及び介護施設等

感染対策等を行った上での施設内療養に要する経費の補助対象となる介護サービス事業所及び介護施設等は、高齢者施設等とする。

2 補助の内容及び要件

(1) 定義

ア 「施設内療養者」とは、次の(ア)又は(イ)に定めるものをいう。ただし、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り、施設内療養者であるものとする。

(ア) 発症日から起算して 10 日以内の者とする。ただし、発症日から 10 日間を経過していなくても、発症後 5 日を経過し、かつ、症状軽快から 24 時間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて(2)のアからカまでの措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで施設内療養者であるものとする。

(イ) 発症日から 10 日間経過し、かつ症状軽快から 72 時間経過していない者であって、高齢者施設等において療養が必要であると判断された者については、当該療養を行った日又は発症日から起算して 15 日目となる日のいずれか早い日までの間に限り、施設内療養者であるものとする。

イ アの規定にかかわらず、無症状患者(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 6 条第 11 項に規定する無症状病原体保有者をいう。)について、当該無症状患者は、陽性の確定に係る検体の採取をした日から起算して 7 日以内に限り、施設内療養者であるものとする。ただし、発症日から 7 日間を経過していなくても、発症日から 5 日間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて(2)のアからカまでの措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで施設内療養者であるものとする。

ウ 「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることをいう。

エ 療養期間中であっても、(2)のアからカまでの措置が行われていない期間が存在した場合、当該期間は補助の対象外とする。

(2) 補助対象

施設内療養を行う場合に発生する通常のサービス提供では想定されない措置で次のアからカまでに掲げるものを、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者ごとに要するかかりまし経費とみなし、補助対象とする。

ア 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供

イ ゾーニング(感染領域と非感染領域を明確に区分することをいう。)の実施

ウ コホーティング(入所者の居室を感染者、感染者と接触があった者又はそれ以外の者で区分することをいう。)の実施

エ 担当職員の区分その他の勤務調整

オ 状態の急変に備えた日常的な入所者の健康観察

カ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡及び報告の流れの確認

(3) 基本補助

高齢者施設等であって、次のアからカまでの要件に該当するものを基本補助の対象とする。

ア 施設内療養することとなった高齢者施設等であること。

イ 施設内療養時の対応の手引きを参考に、(2)のアからカまでの措置を実施した高齢者施設等であること。

ウ 利用者に新型コロナウイルス感染者が発生した際に、主に（ア）から（ウ）までの対応を行う医療機関を確保している高齢者施設等であること（自施設の医師が対応を行う場合も含む）。

（ア）施設からの電話等による相談への対応

（イ）施設への往診（オンライン診療を含む）

（ウ）入院の要否の判断や入院調整

エ 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施している高齢者施設等であること。

オ 希望する利用者へのオミクロン株対応ワクチンの接種を実施している高齢者施設等であること。

カ ウからオまでの要件確認について、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づいた「医療機関との連携体制等に関する調査について」（令和5年3月31日付け健長第5534号）の調査要領に従って別に定める日までに回答し、要件を満たすことが確認された高齢者施設等であること。

（4）追加補助

（3）の基本補助を行う場合において、施設内療養者が定員規模に応じて以下の人数を満たす日は、療養者ごとに要するかかりまし経費について追加補助を行う。

	令和5年5月8日から 9月30日まで	令和5年10月1日以降
小規模施設等（定員29人以下）	同一日に2人以上	同一日に4人以上
大規模施設等（定員30人以上）	同一日に5人以上	同一日に10人以上

3 補助額及びその上限額

（1）補助額

施設内での療養日数に応じ、施設内療養者1人当たり以下の金額を補助する。

	令和5年5月8日から 9月30日まで	令和5年10月1日以降
基本補助	1日1万円 (最大15万円)	1日5千円 (最大7万5千円)
追加補助	1日1万円 (最大15万円)	1日5千円 (最大7万5千円)

（2）上限額

追加補助の上限額は、小規模施設等にあつては1施設当たり2,000,000円、大規模施設等にあつては1施設当たり5,000,000円とする。